

引上げ分に係る地方消費税収(地方消費税交付金)の使途(令和2年度決算)

消費税率の改定(平成26年4月1日及び令和元年10月1日)に伴い、引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)は、消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度東大和市一般会計決算において、引上げ分に係る地方消費税収(地方消費税交付金)の使途については、次のように整理しました。

【歳入】 引上げ分に係る地方消費税交付金の決算額 : 1,066,795千円

【歳出】 引上げ分に係る地方消費税交付金が充当される事業費の決算額 : 6,546,507千円

(単位:千円)

頁	予算科目	事業名称	事業費	財源内訳								
				特定財源				一般財源				
				国庫支出金	都支出金	市債	その他	うち引上げ分の地方消費税交付金充当額				
決算書	行政報告書	款	項	目								
		3 1 4	障害者福祉費									353,036
163	214	4	自立支援給付費等事業費	2,225,377	986,173	684,338			554,866		288,917	
	221	5	自立支援医療・補装具給付事業費	160,722	80,638	40,139			39,945		20,799	
	223	6	地域生活支援事業費	68,744	22,721	13,269			32,754		17,055	
	228	7	在宅障害者支援事業費	38,589	810	6,585			31,194		16,243	
165	231	10	難病患者福祉手当支給事業費	19,247					19,247		10,022	
		3 2 2	児童措置費								627,571	
173	247	2	民間保育園運営委託・補助事業費	2,956,455	925,938	913,272		111,648	1,005,597		523,611	
	252	4	認可外保育施設利用者に対する補助事業費	12,086	4,391	4,216			3,479		1,811	
	254	5	認証保育所補助事業費	29,440	0	15,044			14,396		7,496	
	254	6	認定こども園事業費	377,930	146,061	129,452			102,417		53,328	
	256	7	小規模保育事業費	241,912	115,194	60,268			66,450		34,600	
	258	8	家庭的保育事業費	31,599	16,688	6,956			7,955		4,142	
175	260	12	病児・病後児保育事業費	23,456	8,875	9,620			4,961		2,583	
		3 2 7	学童保育所費								20,844	
187 189	281	1	学童保育所運営費	209,217	47,240	81,382		40,564	40,031		20,844	
		4 1 1	保健衛生総務費								65,344	
197 199	302	3	母子保健事業費	85,321	6,449	9,554		351	68,967		35,911	
199	317	4	成人保健事業費	66,412	189	9,697			56,526		29,433	
			合計	6,546,507	2,361,367	1,983,792	0	152,563	2,048,785		1,066,795	

- 備考 1 「社会保障施策に要する経費」とは、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」に関する施策とされています。
 2 「社会福祉」では、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「児童福祉」、「生活保護」等が具体的施策とされています。
 3 「社会保険」では、「国民健康保険」、「介護保険」等が具体的施策とされています。
 4 「保健衛生」では、「健康増進対策」、「感染症 その他の疾病の予防対策」等が具体的施策とされています。